

和歌山市 プレミアム付商品券

～わかやまпей～

取扱店募集!!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者を支援するため、市内での消費喚起を図り、地域経済の活性化を目的として、『和歌山市プレミアム付商品券』を販売します。
スマートフォン等を用いて利用する「デジタル商品券」と、「非デジタル商品券」の2種類の商品券を発行します。

プレミアム率/
最大
50%

商品券の概要

●商品券の仕様

デジタル商品券	1口4,500円を3,000円で販売(プレミアム率50%) (内訳)中小店舗限定分2,500円/全店舗共通分2,000円
非デジタル商品券	1口4,000円を3,000円で販売(プレミアム率約33%) (内訳)中小店舗限定分2,000円/全店舗共通分2,000円

中小店舗のみで
利用可能な
限定分を用意

- 利用可能期間：令和4年10月31日(月)〈予定〉～令和5年2月15日(水)〈予定〉
- 発行総数：64万口(デジタル商品券45万口、非デジタル商品券19万口)
- 購入対象者：【1次募集】和歌山市民限定(※申込み多数の場合は抽選)
【2次募集】限定なし(1次募集終了後、販売予定数に達しない場合に実施)
(ただし、購入申込みが多数の場合、1次募集で未購入の市民を優先し、残りは抽選)
- 購入上限：デジタル商品券・非デジタル商品券のいずれかについて1人2口まで購入可能(事前申込制です)

取扱店に登録できる事業者

和歌山市内に店舗または事業所があり、消費者に直接、商品・サービスを提供できる事
以下(ア)～(オ)に該当しない場合、中小店舗限定分の商品券が利用出来る店舗としてご登録いただけます。
(ア)スーパー (イ)コンビニエンスストア (ウ)フランチャイズチェーン店 (エ)市外に本社(本店)を有する店舗
(オ)売場面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗

取扱店登録料・換金手数料・振込手数料

取扱店登録料・換金手数料・振込手数料は無料

登録申込み締切り

令和4年8月22日(月)～令和4年9月21日(水)〈予定〉まで
※9月22日(木)以降も随時登録を受付しますが、9月21日までに申込みいただくと、後日作成予定の参加店舗一覧リーフレットに店舗名が掲載されます。



写真提供：
公益社団法人和歌山県観光連盟

ご登録方法は裏面へ

事業者 説明会

登録希望事業者向け
説明会を開催します
(事前申込制)

日時	令和4年8月30日(火) ①10:00～ ②14:00～	令和4年9月8日(木) ③10:00～ ④14:00～
会場	和歌山商工会議所 4階 大ホール	
申込み方法	電話受付▶和歌山市プレミアム付商品券事業事務局コールセンター TEL 0120-885-205 (平日9時～17時)	

登録希望事業者向けオンライン説明会を開催します(申込不要)

※開催の詳細については、専用ポータルサイトにて後日ご案内します。

和歌山市 プレミアム付商品券

～わかやまпей～

取扱店ご登録方法

WEBでご登録

- ① 専用ポータルサイトにアクセスします
詳しくはこちら▶ <https://wakayama-premium.jp>
- ② 「取扱店登録はこちら」ボタンから、専用フォームに必要事項を入力します
- ③ 審査後、登録が完了
- ④ 登録完了後、1週間～10日後に専用ポータルサイトに店舗名をアップします

スマートフォン・タブレットの方は
右記コードを読み込んでください



WEBでご登録ができない店舗様はこちら▶ **FAXでご登録** (申込用紙はWEBよりダウンロードが必要です)

申し込みは基本はWEBです。WEBからエントリー出来ない方はFAXとなります。

※FAXの方はWEBエントリーよりポータルサイトへの反映やスターターキットの登録に時間を要しますのでWEBエントリーを推奨しております。

- ① 専用ポータルサイトより申込用紙をダウンロードし、印刷します
- ② 申込用紙に必要事項を記入し、FAX(073-403-2482)で事務局に送信します
- ③ FAX送信後、事務局へ着信確認の電話をします(着信確認をいただけない場合、審査・登録ができない場合があります)
- ④ 審査後、登録が完了
- ⑤ 登録完了後、1週間～10日後に専用ポータルサイトに店舗名をアップします
店舗登録の完了確認は、専用ポータルサイトよりご確認ください

注意事項

下記に該当する事業者は対象外

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う者。(ただし、食事などの提供を主としたスナックは登録可能)
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者

商品券の利用対象にならないもの

- ・ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

お問い合わせ先

和歌山市プレミアム付商品券
事業事務局コールセンター

TEL 0120-885-205 (平日 9時～17時)